

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

年 月 日

江東区長 様

申請者

住 所 東京都江東区東陽町4-11-28

氏 名 株式会社 江東商事 江東一郎

私は（株）全東信が、令和8年7月6日破産（注1）の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金等の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 （株）全東信に対する売掛金等 1,000,000円
うち回収困難な額 600,000円
- 2 （株）全東信に対する取引依存度 %（A／B）
A 年 月 日から 年 月 日までの（株）全東信に対する取引額等 1,800,000円
B 上記取引額等 3,000,000円

- ・ 1（売掛金等）か2（取引依存度）のどちらか一つを選択して記入してください。
- ・ 回収困難な額が50万円以上の方は、1（売掛金等）になります。
- ・ 2（取引依存度）を選択する場合は、事前に経済課融資相談係にご相談ください。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名 江東区地域振興部経済課長

根本 将司

（注1） _____には「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

（注2） 上記1、2のいずれかを記載のこと。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。